むつ市指名競争入札参加資格審査申請定期受付要項

むつ市財務部契約課

令和９・１０年度において、むつ市が発注する建設工事の請負、測量及び建設コンサルタント業務、物品の製造・販売・買受け及び役務の提供の取引分野における競争入札の参加を希望する方は、下記の事項に留意して申請書を提出してください。

なお、申請書類を審査した結果、資格を有すると認められた方は、入札参加有資格者名簿に登載されますが、発注又は入札の指名等があるとは限りません。

○ 受付期間　令和８年１２月１４日（月）から令和９年１月２９日（金）まで

（ただし土曜日、日曜日及び祝日は除きます）

なお、郵送の場合は、令和９年１月２９日（金）までの消印のあるものに限り有効とします。

○受付時間　午前８時３０分から午後５時まで

○認定の有効期間　令和９年４月１日から令和１１年３月３１日まで

（令和９・１０年度）の２年間

○提出場所　〒０３５－８６８６　青森県むつ市中央一丁目８番１号

むつ市財務部契約課

０１７５－２２－１１１１　内線２１７２～２１７５

○提出方法　持参、郵送いずれかの方法で提出

※審査終了後、受理証または不受理証を、Eメール（Eメールの登録がない場合はファックス）で送信いたします。不備があった場合は受付できないことがあります。

※提出方法について※　必ずご確認ください

県内に本店がある　または　むつ市内の支店等に委任する場合

「電子媒体＋紙媒体」または「紙媒体のみ」で提出可能。

県外に本店がある　または　むつ市外の支店等に委任する場合

「電子媒体＋紙媒体」のみで提出可能。

※県外に本店または支店等がある事業者については、紙媒体のみでの提出は原則受付いたしません。

【電子媒体＋紙媒体で提出する場合】

① 提出書類一覧表で電子媒体提出を「可」としている書類については、ＤＶＤ－Ｒ等に各種データを保存し、表面に商号または名称及び「建設工事」「測量・建設コンサルタント」「物品・役務提供」を記載のうえ、ケースに入れ提出してください（不織布等、ケースの種類は任意とします）。

② 提出書類一覧表で電子媒体提出を「不可」としている書類については、クリアファイルにはさみ「建設工事」「測量・建設コンサルタント」「物品・役務提供」がわかるようタイトルをつけ、保護した状態で提出してください。

【紙媒体のみで提出する場合】

※県外に本店がある　または　むつ市外に支店等がある場合は原則不可。

① 綴り方は、紙製フラットファイル（Ａ４版Ｓ型）を使用し、左綴じにしてください。

② ファイルの色については、建設工事（水色）、測量・建設コンサルタント（緑色）、物品・役務提供（ピンク）とします。

③ ファイルの表紙と背表紙には、商号または名称を記載してください。

１　申請者の要件

資格審査を希望される方は、次の要件を満たしていることが必要です。

(1) 地方自治法施行令第１６７条の４第１項（同令第１６７条の１１第１項において準用する場合を含む）に該当しないこと。

(2) 国税及び地方税について滞納がないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員がその役員となっている法人その他暴力団員が経営に関与していないと認められるもので、適正な競争を妨げるおそれがないと認められるものであること。

(4) 資格審査を希望する営業の種類について、法令の規定により必要とされる許可登録等を受けていること。

(5) 建設工事請負の分野においては、資格審査を希望する工種について、建設業法第３条第１項の規定による許可を受けていること。また、資格審査を希望する工種について、建設業法第２７条の２３第１項の規定による経営事項審査を受け、かつ、有効な総合評定値の通知を受けていること。

地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第１６７条の４　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

(1)当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

(2)破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者

２　（略）

（指名競争入札の参加者の資格）

第１６７条の１１　第１６７条の４の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

２・３　（略）

２　提出書類及び提出部数

・提出書類は、提出書類一覧表のとおりです。

・提出部数は、次に示す分野ごとに１部ずつ作成し提出してください。

①建設工事請負

②測量・建設コンサルタント

③物品の製造・販売・買受け、役務の提供

３　入札参加資格の有効期間

審査の結果、資格を得た場合の有効期間は、令和９年４月１日から令和１１年３月３１日まで（令和９・１０年度）の２年間です。

４　申請書類を提出する際の注意事項

【共通事項】

①　指定様式を定めているものについては、必ず指定様式を使用してください。

②　実印の押印が必要な様式については、押印漏れにご注意ください。

③　様式の記入にあたっては、『提出書類一覧表』や記載要領等に従って記入してください。

④　建設工事請負の分野において、共同企業体を結成して申請する場合は、その構成員となる業者もそれぞれ各自申請していることを要件とします。この場合、提出書類のうち、構成員の許可証明、工事経歴書、登記事項証明書（登記簿謄本）、財務諸表、納税証明書及び建設業退職金共済組合加入証明書の提出は、省略できるものとします。単体申請者が申請できる共同企業体は、一つの共同企業体のみです。

　なお、建設工事以外の分野において共同企業体として申請する場合は、建設工事請負の場合に準じて書類を作成するものとします。

５　申請書提出後の注意事項

申請書を提出した後、申請内容に変更があったときは、その都度「指名競争入札参加資格審査申請書変更（休・廃業）届」を必ず提出してください。

手続きの詳細は、むつ市ホームページ（https://www.city.mutsu.lg.jp/work/bid/sanka_shikaku/nyuusatusankasikaku.html）で確認してください。

資格の有効期間内に必要があると認められる場合、納税証明書、その他の書類の提出を求めることがありますのであらかじめご了承ください。

※建設工事請負の分野で申請された方は、経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）又は建設業許可の更新があった場合、その写しを速やかに提出してください。

※期限が切れている場合は、入札に参加することができません。

指名競争入札参加資格審査申請に関する事項等について、むつ市ホームページにおいて情報を提供しておりますのでご利用ください。

ＵＲＬ

https://www.city.mutsu.lg.jp/work/bid/sanka_shikaku/nyuusatusankasikaku.html

【建設工事】 提出書類一覧表

△印の書類は必要に応じて提出してください。なお、電子媒体提出を『可』としたものについては、DVD－R等を用いたデータ提出が可能です（指定されたファイル形式により提出してください）。

番号	書　類　名	建設工事	電子媒体提出	提出書類の詳細・注意事項
1	指名競争参加資格審査申請書	様式1	可 （エクセル形式）	**実際の本社（店）所在地が登記上の所在地と異なる場合は、事情がわかる理由書を提出すること（様式任意、押印不要）。**
2	競争参加資格希望工種表	様式2－1	可 （エクセル形式）	
3	営業所一覧表	△ 様式2－2	可 （エクセル形式）	・代表者の有する入札、見積提出、契約権限等を、支店長又は営業所長等に常時委任する場合にのみ提出すること。 ・むつ市内の支店等への委任は、むつ市へ法人設立等申告書が提出されている場合に限る。
4	経営規模等評価結果通知書の写し（総合評定値通知書）		可 （PDF形式）	・申請日において有効な審査基準日の通知書であること。（有効期限は、審査基準日から1年7ヶ月） ・「雇用保険」、「健康保険」及び「厚生年金保険」の加入状況が「加入」または「適用除外」となっていること。
5	許可証・登録証明書等の写し		可 （PDF形式）	
6	工事経歴書	様式5(任意様式可)	可 （PDF形式）	・同様の情報が記載されていれば、他の様式でも可とする。 **・申請日以前の事業年度2ヶ年分で、希望するすべての工種について記入すること。（工種ごと）**
7	技術職員調書	様式8(任意様式可)	可 （PDF形式）	基本的には指定様式とするが、同様の情報が記載されていれば、他の様式でも可とする。
8	登記事項証明書・営業証明書・身分証明書　※写し可		可 （PDF形式）	・法人事業者：商業登記法に基づく現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書を提出すること。 ・個人事業者：市町村が発行する営業証明書及び身分証明書（むつ市では営業証明書は税務課、身分証明書は市民課で発行）を提出すること。 **・申請日以前3ヶ月以内に発行されたものであること。**
9	印鑑証明書　※写し可		可 （PDF形式）	・法人事業者：法務局が発行するものを提出すること。 ・個人事業者：代表者の住所地の市町村長が発行するもの（むつ市では市民課で発行）を提出すること。 **・申請日以前3ヶ月以内に発行されたものであること。**
10	財務諸表		可 （PDF形式）	・貸借対照表、損益計算書等を提出すること。決算報告書等の営業状況が確認できるものの提出も可とする。 ・個人事業の場合は、確定申告書（損益計算書及び貸借対照表を添付）の写しでも可とする。 ・申請日直前1年分のものを提出すること。
11	納税証明書　※写し可		可 （PDF形式）	詳細については別紙3『納税証明書について』を確認すること。
12	建設業退職金共済組合加入証明書の写し	△	可 （PDF形式）	加入者のみ提出すること。
13	委任状	△ ※参考様式有	不可	代表者の有する入札、見積提出、契約権限等を、支店長又は営業所長等に常時委任する場合にのみ提出すること。
14	使用印鑑届	△ ※参考様式有	不可	入札及び見積り、契約の締結並びに代金の請求に使用する印鑑が、印鑑証明書の印鑑と異なる場合にのみ提出すること。なお、共同企業体の場合は提出を必須とする。
15	共同企業体協定書の写し	△	可 （PDF形式）	共同企業体の場合にのみ提出すること。なお、構成する業者は3社以内とする。
16	共同企業体調書	△ ※参考様式有	可 （PDF形式）	
17	誓約書	様式10	不可	指定様式を用い、実印を使用すること。
18	資本関係・人的関係に関する調書	△ 様式11	不可	該当する場合にのみ提出すること。
19	提出書類チェック表		可 （PDF形式）	計算式が入力されているため、可能な限りデータ上でチェックすること。
20	納税証明書類チェック表		可 （PDF形式）	

【測量・建設コンサルタント等】 提出書類一覧表

△印の書類は該当する場合は提出してください。なお、電子媒体提出を『可』としたものについては、DVD－R等を用いたデータ提出が可能です（指定されたファイル形式により提出してください）。

番号	書　類　名		電子媒体提出	提出書類の詳細・注意事項
1	指名競争参加資格審査申請書	様式1	可 （エクセル形式）	**実際の本社（店）所在地が登記上の所在地と異なる場合は、事情がわかる理由書を提出すること（様式任意、押印不要）。**
2	営業所一覧表	△ 様式3－2	可 （エクセル形式）	・代表者の有する入札、見積提出、契約権限等を、支店長又は営業所長等に常時委任する場合にのみ提出すること。 ・むつ市内の支店等への委任は、むつ市へ法人設立等申告書が提出されている場合に限る。
3	競争参加資格希望業種表	様式3－1 ①～②	可 （エクセル形式）	
4	経営状況調査表	様式3－1 ③	可 （エクセル形式）	
5	許可証・登録証明書等の写し		可 （PDF形式）	法令に基づく許可証または登録証明書等の写しを提出すること。
6	測量等実績調書	様式6(任意様式可)	可 （PDF形式）	・申請日以前の事業年度2ヶ年分について記入すること。 ・部門ごとに記入すること。
7	登記事項証明書・営業証明書・身分証明書　※写し可		可 （PDF形式）	・法人事業者：商業登記法に基づく現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書を提出すること。 ・個人事業者：市町村が発行する営業証明書及び身分証明書（むつ市では営業証明書は税務課、身分証明書は市民課で発行）を提出すること。 **・申請日以前3ヶ月以内に発行されたものであること。**
8	印鑑証明書　※写し可		可 （PDF形式）	・法人事業者：法務局が発行するものを提出すること。 ・個人事業者：代表者の住所地の市町村長が発行するもの（むつ市では市民課で発行）を提出すること。 **・申請日以前3ヶ月以内に発行されたものであること。**
9	財務諸表		可 （PDF形式）	・貸借対照表、損益計算書等を提出すること。決算報告書等の営業状況が確認できるものの提出も可とする。 ・個人事業の場合は、確定申告書（損益計算書及び貸借対照表を添付）の写しでも可とする。 ・申請日直前1年分のものを提出すること。
10	納税証明書　※写し可		可 （PDF形式）	詳細については別紙3『納税証明書について』を確認すること。
11	委任状	△ ※参考様式有	不可	代表者の有する入札、見積提出、契約権限等を、支店長又は営業所長等に常時委任する場合にのみ提出すること。
12	使用印鑑届	△ ※参考様式有	不可	入札及び見積り、契約の締結並びに代金の請求に使用する印鑑が、印鑑証明書の印鑑と異なる場合にのみ提出すること。なお、共同企業体の場合は提出を必須とする。
13	共同企業体協定書の写し	△	可 （PDF形式）	共同企業体の場合にのみ提出すること。なお、構成する業者は3社以内とする。
14	誓約書	様式10	不可	指定様式を用い、実印を使用すること。
15	資本関係・人的関係に関する調書	様式11	不可	該当する場合にのみ提出すること。
16	提出書類チェック表		可 （PDF形式）	計算式が入力されているため、可能な限りデータ上でチェックすること。
17	納税証明書類チェック表		可 （PDF形式）	同上。

【物品・役務】 提出書類一覧表

△印の書類は該当する場合は提出してください。なお、電子媒体提出を『可』としたものについては、DVD－R等を用いたデータ提出が可能です（指定されたファイル形式により提出してください）。

番号	書　類　名		電子媒体提出	提出書類の詳細・注意事項
1	指名競争参加資格審査申請書	様式1	可 （エクセル形式）	**実際の本社（店）所在地が登記上の所在地と異なる場合は、事情がわかる理由書を提出すること（様式任意、押印不要）。**
2	競争参加資格希望営業品目表	様式4－1 ①	可 （エクセル形式）	
3	経営状況調査表	様式4－1 ②	可 （エクセル形式）	
4	営業所一覧表	△ 様式4－2	可 （エクセル形式）	・代表者の有する入札、見積提出、契約権限等を、支店長又は営業所長等に常時委任する場合にのみ提出すること。 ・むつ市内の支店等への委任は、むつ市へ法人設立等申告書が提出されている場合に限る。
5	許可証・登録証明書等の写し	△	可 （PDF形式）	法令に基づく許可証または登録証明書等の写しを提出すること。
6	受注実績調書	様式7(任意様式可)	可 （PDF形式）	申請日以前の事業年度2ヶ年分の官公庁との主な契約実績を記入すること。**なお、官公庁との実績が無い場合は、任意の欄に「該当無し」と記入したものを提出すること。**
7	技術職員調書	様式9(任意様式可)	可 （PDF形式）	業務遂行上必要とする免許等が無い場合は、**名称欄に「該当無し」と記入したものを提出**すること。
8	登記事項証明書・営業証明書・身分証明書　※写し可		可 （PDF形式）	・法人事業者：商業登記法に基づく現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書を提出すること。 ・個人事業者：市町村が発行する営業証明書及び身分証明書（むつ市では営業証明書は税務課、身分証明書は市民課で発行）を提出すること。 **・申請日以前3ヶ月以内に発行されたものであること。**
9	印鑑証明書　※写し可		可 （PDF形式）	・法人事業者：法務局が発行するものを提出すること。 ・個人事業者：代表者の住所地の市町村長が発行するもの（むつ市では市民課で発行）を提出すること。 **・申請日以前3ヶ月以内に発行されたものであること。**
10	財務諸表		可 （PDF形式）	・貸借対照表、損益計算書等を提出すること。決算報告書等の営業状況が確認できるものの提出も可とする。 ・個人事業の場合は、確定申告書（損益計算書及び貸借対照表を添付）の写しでも可とする。 ・申請日直前1年分のものを提出すること。
11	納税証明書　※写し可		可 （PDF形式）	詳細については別紙3『納税証明書について』を確認すること。
12	委任状	△ ※参考様式有	不可	代表者の有する入札、見積提出、契約権限等を、支店長又は営業所長等に常時委任する場合にのみ提出すること。
13	使用印鑑届	△ ※参考様式有	不可	入札及び見積り、契約の締結並びに代金の請求に使用する印鑑が、印鑑証明書の印鑑と異なる場合にのみ提出すること。なお、共同企業体の場合は提出を必須とする。
14	共同企業体協定書の写し	△	可 （PDF形式）	共同企業体の場合にのみ提出すること。なお、構成する業者は3社以内とする。
15	誓約書	様式10	不可	指定様式を用い、実印を使用すること。
16	資本関係・人的関係に関する調書	様式11	不可	該当する場合にのみ提出すること。
17	提出書類チェック表		可 （PDF形式）	計算式が入力されているため、可能な限りデータ上でチェックすること。
18	納税証明書類チェック表		可 （PDF形式）	同上。

競争入札参加資格審査申請書

記載要領

１　基準日

申請資料の記載事項の基準日は、

- 建設工事においては、競争参加資格審査の申請をしようとする日の直前に受けた経営事項審査の審査基準日（ただし､「営業所一覧表」については申請日現在）とすること。
- 建設工事以外の測量・建設コンサルタント等、物品の製造・販売・買受け及び役務の提供においては、競争参加資格審査の申請をしようとする日の直前の営業年度の終了日（ただし､「営業所一覧表」については申請日現在）とすること。

２　様式の形式

様式１～４についてデータ提出する場合は、ＰＤＦ等の他の形式に変更しないこと。

３　様式１（共通書式）の作成方法

（１） 英数字については、半角で入力すること。

（２） 様式上「※」に該当する項目については、記載しないこと。

（３） **「01 新規・更新」**欄には、該当する申請区分に「○」を記載すること。
なお､「新規」とは、むつ市に対して過去に一度も申請を行っておらず初めて申請をする場合または過去に何度か申請したことがあっても、前回の申請を行っていない場合をいう。

（４） **「03 業者コード」**欄には、「01」において「更新」の区分を選択した場合において、前回の資格審査に伴い付された業者コードを記載すること（建設工事または測量・建設コンサルタント等においては「７０１～」の後に続く数字、物品の製造・販売・買受けまたは役務の提供においては「３０１～」の後に続く数字）。

（５） **「04 法人番号」**欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第39条第１項又は第２項の規定により法人番号の指定を受けた者について、国税庁長官から通知された13桁の法人番号を記載すること。なお、個人の場合など、法人番号の通知を受けていない場合には記載を要しない。

（６） **「05 建設業許可番号」**欄には、建設工事に係る申請をする場合に限り記載し、許可を受けている建設業の番号（８桁）を総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもので、申請日の直近のものをいう。）から転記すること。

（７） **「06 適格組合証明」**欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第２条第１項第４号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載すること。

（８） **「09 商号又は名称」**欄には株式会社等法人の種類もあわせて正式名称で記載すること。商号について、フリガナは記載しないこと。

（9）　**「11 代表者氏名」**欄について、委任状を提出する場合は、役職名が委任状と異ならないよう記載すること。ミドルネームを持つ申請者については、「姓」欄にラストネーム、「名」欄にファーストネーム及びミドルネームを記載すること。また、この方法によることができない場合には、全てを「姓」欄に記載すること。

(10)　**「12 本社（店）電話番号」**欄、**「本社（店）ＦＡＸ番号」**欄及び**「16 担当者電話番号」**（必要があれば内線番号）欄における市外局番、市内局番及び番号については、（　）を用いずに、数字のみを記載すること。

(11)　**「17 担当者メールアドレス」**欄については、むつ市契約課からの種々の連絡に対応でき得るアドレスを記載すること。

(12)　**「18 代理申請時使用欄」**は、行政書士が代理申請する場合に使用すること。なお、申請者の従業員が代表者に代わって申請書を提出する場合は本欄への記載は不要であること。

(13)　**「19 外資状況」**欄については、外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社区分に「○」を記載するとともに、［　］内に外国名を、（　）　内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載すること。外資がない場合には、「外資なし」欄に「○」を記載すること。

なお、「３　日本国籍会社」（外資比率：100％）とは100パーセント外国資本の会社を、「４日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいう。

(14)　**「20 営業年数」**欄には、以下のとおりとする。

【建設工事の場合】

申請日の直近の総合評定値通知書における営業年数（１年未満切り捨て）を記載すること。

なお、申請者が共同企業体の場合は各構成員の平均年数を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は組合及び構成員の平均年数（１年未満切り捨て）を記載すること。

また、合併等から経営事項審査の基準日までの期間が５年未満の場合は、「営業年数」欄の右欄に合併等後の年数及び月数を記載すること。

【測量・建設コンサルタント等、物品の製造・販売・買受け、役務の提供の場合】

登録を希望する業種に係る事業の開始日（複数の業種を希望する場合は最も早い開始日）から基準日までの期間（１年未満切り捨て）を記載すること。ただし、この間に当該事業を中断した期間がある場合には、これを除いた期間（１年未満切り捨て）を記載すること。

(15)　**「21 常勤職員の人数（人）」**欄について、「① 技術職員」及び「② 事務職員」の各欄には、基準日の前日において常時雇用している従業員のうち、専ら登録を希望する業種に従事している職員の数を記入し、「③ その他の職員」欄には、それ以外の職員数で法人にあっては常勤役員の数を含めたものを、個人にあっては事業主を含めたものをそれぞれ記載すること。また、「④ 計」欄に①～③の合計人数を記入し、「⑤ 役職員等」欄に常勤役員又は事業主の数を内数で記載すること。

(16)　**「22 設立年月日（和暦）」**欄については、登記事項証明書記載の設立年月日を記載すること。なお、個人の場合には記載を要しないこと。

(17)　**「23 みなし大企業」**欄については、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項

第１号に規定する中小企業のうち、発行済株式の総数又は出資金額の２分の１以上を同一の大企業が所有している中小企業、発行済株式の総数又は出資金額の３分の２以上を大企業が所有している中小企業、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めている中小企業のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）は、「下記のいずれかに該当する」欄に「○」を記載し、上記に該当しない場合は「該当しない」欄に「○」を記載すること。

４　様式２－１　競争参加資格希望工種表の作成方法【建設工事】

（１）　**「24 建設工事の許可業種等」**の**「① 建設工事の許可業種区分」**の「許可状況」欄については、建設業法第３条第１項の国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けている業種（建設業法別表第１による業種区分）について「○」を記載すること。また、「許可区分」欄については、建設業法第３条第１項第１号に掲げる者に係る同項の許可（以下、「一般建設業の許可」という。）を受けている場合には「１」と、同項第２号に掲げる者に係る同項の許可（以下、「特定建設業の許可」という。）を受けている場合には「２」と記載すること。

（２）　**「② 総合評定値」**欄には、総合評定値通知書における「総合評定値」を記載すること。

（３）　**「③ 年間平均完成工事高」**欄には、許可を受けている業種ごとに完成工事高（消費税を含まない金額。以下本項目において同じ。）を記載すること。個人企業から会社組織に移行した場合又は他の企業を吸収した場合等にあっては、移行前の企業体又は吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている工事業に係るものに限る。）を含めた完成工事高を記載すること。

また、共同企業体の場合は各構成員の完成工事高の合計金額をそれぞれ記載すること。

なお、「③ 年間平均完成工事高」とは、総合評定値通知書における「年平均」と同じである。

（４）　**「④ 競争参加資格希望工種区分、技術職員数」**欄については、29業種のうち、登録を希望する業種について、「希望工種」の列に「○」を記載すること。また、総合評定値通知書における一級、二級、その他の技術職員数を、「一級」「二級」「その他」の列に記載すること。

（５）　**「⑤ 審査基準日」**欄については、総合評定通知書における「審査基準日」を記載すること。

５　様式３－１　競争参加資格希望業種表・経営状況調査表の作成方法【測量・建設コンサルタント等】

（１）　**「24 測量等実績高」**の各欄については、次により記載すること。

ア　**「①競争参加資格希望業種区分」**欄は、下表に掲げる業種区分のうち登録を希望する業種の名称を「業種名」欄に記載すること。

契約の種類	コード	業種区分	業務内容
測量等に関する契約	01	測量業者	測量一般、地図の調整、航空測量
	02	建築士事務所	建築工事設計、特定建築物定期報告書作成

	03	建設コンサルタント	河川、砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、電力土木、道路、鉄道、上水道及び工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、水産土木、廃棄物、造園、都市計画及び地方計画、地質、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、トンネル、施工計画、施工設備及び積算、建設環境、機械、電気電子
	04	地質調査業者	地質調査
	05	補償コンサルタント	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、 営業・特殊補償、事業損失、補償関連、総合補償
	06	不動産鑑定業者	不動産鑑定
	07	土地家屋調査士	土地家屋調査、登記手続
	08	司法書士	法律関連書類作成等
	09	計量証明事業者	一般計量証明、環境計量証明
	10	その他の業種	

イ　**「②直前々年度分決算」**及び**「③直前年度分決算」**の「　年　月から　年　月まで」と記載された欄に、該当する決算期の年月を記載すること。

「②直前々年度分決算」欄に審査基準日直前１年度分決算の前の決算による実績高を、**「③直前年度分決算」**欄に審査基準日直前の決算による実績高を、それぞれ登録を希望する業種ごとに記載すること（百円単位は四捨五入）。登録を希望する業種以外の業種に係る実績高がある場合には、これを「合計」欄の上欄に「その他」として一括計上したうえで、これを含めた合計額を「合計」欄に記載すること。

※　建設工事、物品の製造・販売・買受け、役務の提供の実績は含めないこと。この他に、他の資格を有しており、当該実績高を計上している場合は、その実績についても含めないこと。

決算が１事業年度１回の場合には、**「②直前々年度分決算」**及び**「③直前年度分決算」**の各欄は、当該左右欄のうち右欄のみに記載すること。

個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあっては、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている事業に係るものに限る。）を含めた実績を記載すること。

（２）　**「25　有資格者数」**欄については、下表の右欄に掲げる有資格者の数をそれぞれ該当する欄に記載し、同表「その他」の欄に掲げる職員数については空白の欄に当該免許等の名称とともに記載すること。

記載する有資格者数は自社の常勤職員のみとし、非常勤職員、友好・協力関係にある別企業の職員等は記載しないこと。

免許等の名称	有資格者
構造設計一級建築士	一級建築士として５年以上構造設計の業務に従事した後、国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う講習の課程を修了した者（新建築士法の施行前においてもその実施が認められている講習（いわゆる「みなし講習」）受講者を含む。）
設備設計一級建築士	一級建築士として５年以上設備設計の業務に従事した後、国土交通大

		臣の登録を受けた登録講習機関が行う講習の課程を修了した者（新建築士法の施行前においてもその実施が認められている講習（いわゆる「みなし講習」）受講者を含む。）
一級建築士		建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の免許を受けている者
二級建築士		建築士法による二級建築士の免許を受けている者
建築設備士		建築士法に基づく建築設備資格者を定める告示（昭和60年建設省告示第1526号）による建築設備士の登録を受けている者
建築積算資格者		社団法人日本建築積算協会の行う建築積算資格者試験に合格し、登録を受けている者
一級土木施工管理技士		建設業法による技術検定のうち検定種目を土木施工管理とするものの一級に合格した者
二級土木施工管理技士		建設業法による技術検定のうち検定種目を土木施工管理とするものの二級に合格した者
測量士		測量法（昭和24年法律第188号）による測量士の登録を受けている者
測量士補		測量法による測量士補の登録を受けている者
環境計量士		計量法（平成４年法律第51号）による環境計量士の登録を受けている者
港湾海洋調査士		一般社団法人海洋調査協会の行う港湾海洋調査士認定試験に合格した者
不動産鑑定士		不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）による不動産鑑定士の登録を受けている者
不動産鑑定士補		不動産の鑑定評価に関する法律による不動産鑑定士補の登録を受けている者
土地家屋調査士		土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）による土地家屋調査士の登録を受けている者
司法書士		司法書士法（昭和25年法律第197号）による司法書士の登録を受けている者
ＲＣＣＭ		一般社団法人建設コンサルタンツ協会の行うＲＣＣＭ資格試験に合格し、登録を受けている者
技術士	総合技術監理部門	技術士法（昭和58年法律第25号）による第２次試験のうち、技術部門を総合技術監理部門（選択科目を下記部門の選択科目（記載のない部門は全ての選択科目）とするものに限る。）に合格した者
	建設部門	技術士法による第２次試験のうち、技術部門を建設部門（選択科目を「土質及び基礎」とするものを除く。）とするものに合格した者
	農業部門	技術士法による第２次試験のうち、技術部門を農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）とするものに合格した者
	森林部門	技術士法による第２次試験のうち、技術部門を森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者
	上下水道部門	技術士法による第２次試験のうち、技術部門を上下水道部門とするものに合格した者
	電気・電子部門	技術士法による第２次試験のうち、技術部門を電気・電子部門とするものに合格した者
	機械部門	技術士法による第２次試験のうち、技術部門を機械部門とするものに合格した者

	地質調査	技術士法による第２次試験のうち、技術部門を建設部門（選択科目を「土質及び基礎」とするものに限る。）又は応用理学部門（選択科目を「地質」とするものに限る。）とするものに合格した者
その他		建設業法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工、建築施工管理、管工事施工管理、電気工事施工管理又は造園施工管理とするものに合格した者
		電気事業法（昭和39年法律第170号）による第１種電気主任技術者、第２種電気主任技術者又は第３種電気主任技術者の免状の交付を受けている者
		消防法（昭和23年法律第186号）による甲種消防設備士又は乙種消防設備士の免状の交付を受けている者
		公共事業に必要な土地等の取得若しくは使用、これに伴う損失の補償又はこれらに関連する業務に関し７年以上の実務の経験を有する者
		上記の他、測量等業務に関連する免許等を受けている者

（３）　**「26 自己資本額」**欄については、次により記載すること。

ア「① 株主資本」欄には、払込済資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加え自己株式を減じた額（百円単位は四捨五入）を記載すること（有限会社である場合においては、出資払込金、出資申込証拠金の額）。外資系企業の場合には、「① 株主資本」欄の下段（ ）内に外国資本の額を内数で記載すること。
組合の場合は組合の基本財産と組合員の払込資本金に利益剰余金を加えた額の合計額を記載すること。

また、個人（所得税青色申告決算書により確定申告を行う者）の場合は、確定申告控えにある貸借対照表から、（事業主借＋元入金＋青色申告特別控除前の所得金額）－事業主貸で算出した金額を個人事業者における「株主資本」とすること。その他、評価・換算差額等、新株予約権という概念が個人事業者の財務諸表にないため、「④ 計」欄には同じ金額が入ること。
なお、個人の場合は、確定申告書から確認できないため、自己資本額は「0」での申請となること。

イ　**「② 評価・換算差額等」**欄には、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金があった場合には、その合計の額を記載すること。

ウ　**「③ 新株予約権」**欄には、新株予約権があった場合にはその額を記載すること。

（４）　**「27 経営状況（流動比率）」**欄の**「① 流動資産」**及び**「② 流動負債」**の各欄は、直前１年度分決算によって記載すること（百円単位は四捨五入）。

（５）　**「28 登録を受けている事業」**欄については、下表の区分による登録を受けている場合に、それぞれ該当する欄に登録番号及び登録年月日を記入し、これら以外の登録等を受けている場合には余白の欄に必要事項を記載すること。

登録等の名称	内容
測量業者	測量法第55条による登録を受けている場合
建築士事務所	建築士法第23条による登録を受けている場合

建設コンサルタント	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第２条による登録を受けている場合
地質調査業者	地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第２条による登録を受けている場合
補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第２条による登録を受けている場合
不動産鑑定業者	不動産の鑑定評価に関する法律第22条による登録を受けている場合
土地家屋調査士	土地家屋調査士法第８条による登録を受けている場合（土地家屋調査士が２人以上所属しているときは、１人のみについて記載する。）
司法書士	司法書士法第８条による登録を受けている場合
計量証明事業者	計量法第107条による登録を受けている場合

（６） **「29 営業年数の詳細」**の**「④営業年数」**欄の年数は、共通様式の「20 営業年数」欄の年数と一致させること。

６　様式４－１　競争参加資格希望営業品目表・経営状況調査表の作成方法【物品の製造・販売・買受け、役務の提供】

（１） 様式４－１（**物品の製造・販売・買受け**）の**「24 希望する営業品目」**については、競争参加資格希望の営業品目を選択し、各「コード」の左の欄に「○」を記載すること。なお各コードの９９番やコード「Ｘ１１」「Ｘ２１」「Ｙ１１」を選択した場合は、『競争参加資格希望営業品目表（物品・役務）別紙』に具体内容を記載すること。

（２） 様式４－１（**役務の提供**）の**「25 希望する業種」**については、競争参加資格希望の業種を選択し、各「コード」の左の欄に「○」を記載すること。なお、各コードの９９番を選択した場合は、『競争参加資格希望営業品目表（物品・役務）別紙』に具体内容を記載すること。

（３） 様式４－１（**経営状況調査表**）については、次により記載すること。

ア **「26 製造・販売等実績」**については、５（１）イと同様に記載するが、本欄の記載に当たっては、登録を希望する営業品目ごとに記載する必要はないこと。また、建設工事、測量の実績を含めないこと。この他に、他の資格を有しており、当該実績高を計上している場合は、その実績についても含めないこと。

イ **「27 自己資本額」**欄は、５（３）により記載すること。

ウ **「28 経営状況（流動比率）」**欄は、５（４）により記載すること。

エ **「29 設備の額」**欄は、様式４－１①（物品製造等）の「24 希望する資格の種類等」において、「物品の製造」を選択した場合のみ記載すること。具体的には、貸借対照表の「有形固定資産」（減価償却後の額）より、**「① 機械装置類」**は、機械装置の金額、**「② 運搬具類」**は、車両運搬具の金額、**「③ 工具その他」**は、構築物、工具器具及び備品、建設仮勘定、リース資産の金額（土地、建物（その付帯設備を含む）は含まないこと）を記載すること。

※　設備にリース資産を計上する場合、貸借対照表にはリース資産として一括した金額しか記載されないため、リース資産を計上する場合には、任意に作成している減価償却に関する明細書や、設備とリース残高が分かる資料を添付すること（なお、貸借対照表に計上されていない資産は、別途明細があってもその金額は計上できない。）。

オ　**「30 主たる事業の種類」**欄については、申請者の主たる事業の種類に該当する区分を１つ選択し、「○」を記載すること。

主たる事業の種類		内容
1. 物品の製造	a. ゴム製品	「日本標準産業分類」の大分類Ｅ－製造業の中分類19（ゴム製品製造業）をいう。
	b. その他	「日本標準産業分類」の大分類Ｅの上記「a. ゴム製品」製造業以外の製造業をいう。
2. 物品の販売	c. 卸売	「日本標準産業分類」の大分類Ｉの中分類50から55までをいう。
	d. 小売	「日本標準産業分類」の大分類Ｉの中分類56から61及び大分類Ｍの中分類76（飲食店）及び77（持ち帰り・配達飲食サービス業）をいう。
3. 役務の提供等	e. ソフトウェア業又は情報処理サービス業	「日本標準産業分類」の大分類Ｇ－情報通信業の中分類39（情報サービス業）をいう。
	f. 旅館業	「日本標準産業分類」の大分類Ｍ－宿泊業、飲食サービス業の中分類75（宿泊業）をいう。
	g. サービス業	「日本標準産業分類」の大分類Ｇ（情報通信業）の中分類38（放送業）及び小分類411（映像情報制作・配給業）、412（音声情報制作業）、415（広告制作業）及び416（映像・サービス業音声・文字情報制作に附帯するサービス業）、大分類Ｋ（不動産業、物品賃貸業）の小分類693（駐車場業）及び中分類70（物品賃貸業）、大分類Ｌ（学術研究、専門・技術サービス業）、大分類Ｎ（生活関連サービス業、娯楽業）。ただし、小分類791（旅行業）を除く、大分類Ｏ（教育、学習支援業）、大分類Ｐ（医療、福祉）、大分類Ｑ（複合サービス事業）、大分類Ｒ（サービス業（他に分類されないもの））をいう。
	h. その他	上記「a. ゴム製品」「b. その他」「c. 卸売」「d. 小売」「e. ソフトウェア業又は情報処理サービス業」「f. 旅館業」「g. サービス業」を含まない全ての業種をいう。
4. 物品の買受け	i. 立木竹	立木竹を扱う買受け業。
	j. その他	上記「i. 立木竹」以外の営業品目を扱う買受け業。

※　業者分類は、中小企業庁発行の「官公需契約の手引き」に基づくもの。

カ　**「31 営業年数の詳細」**の**「④営業年数」**欄の年数は、共通様式の「20 営業年数」欄の年数と一致させること。

７　様式２－２、３－２、４－２　営業所一覧表の作成方法

この様式については、営業所や支店等を有し、代表者の有する入札、見積提出、契約権限等を、

営業所長または支店長等に常時委任する場合に提出することとし、申請日現在で作成すること。作成にあたっては、様式の末尾にある記載要領に従って記載することとし、**「営業区域コード」**については、下表のとおりとする。

記載欄が不足する場合には、同一の様式を用いて２頁目以降を作成すること。

コード	営業区域
01	むつ市内
02	下北地方
03	青森県内
04	東北地方
05	全国
06	その他

業 種 ・ 品 目 一 覧 表

① 物品の製造・販売・買受け

大分類	中分類	営業品目	希望コード 大分類	コード
A 文具・事務用機器類	文房具類	各種文房具、事務機器消耗品、OA機器消耗品等	A	11
	事務機器	複写機、シュレッダー、レジスター等		21
	OA機器	パソコン、プリンター、スキャナー等		31
		レーザープリンタ用トナー（リサイクルトナー含む）		32
	紙製品類	コピー用紙、上質紙、中質紙、色上質紙等		41
	封筒	特注窓あき封筒、アドヘア付封筒等を含む		51
	印章、ゴム印	印章、ゴム印		61
	選挙事務用品	投票箱、投票用紙計数機等		71
	その他	（具体的に記入すること）		99
B 図書類	図書	図書、法令集、刊行物等	B	11
	図書館用品	書架、閲覧台、関連消耗品等		21
	その他	（具体的に記入すること）		99
C 文化・体育用品類	楽器	弦楽器、管楽器、打楽器、鍵盤楽器等	C	11
	音楽映像作品	CD、DVD、映画フィルム等		21
	視聴覚機器	放送設備、OHP、プロジェクター等		31
	スポーツ用品	体育機械器具、関連消耗品等		41
	教材	一般教材、理科教育器具、視聴覚教育器具等		51
	保育用器具・遊具・玩具			61
	催事用品	紅白幕等		71
	その他	（具体的に記入すること）		99
D 家具・鋼製什器類	鋼製・木製什器	書庫、ロッカー、机、椅子等	D	11
	パーテーション	卓上タイプを含む		21
	家具	オフィス家具含む		31
	その他	（具体的に記入すること）		99
E 家庭用電気・通信機器類	家事・調理器具	冷蔵庫、洗濯機、掃除機、ガス台等	E	11
	暖房器具	FF暖房機、石油ストーブ、ペレットストーブ、電気ストーブ等		21
	空調機器	エアコン、加湿器等		31
	映像・音響機器	テレビ、CD・DVD・ブルーレイプレイヤー等		41
	有線通信機器	電話機、ファクシミリ		51
	無線通信機器	トランシーバー、無線機		61
	照明機器	蛍光灯、LED照明等		71
	その他	（具体的に記入すること）		99
F 産業用電気・工作機器類	厨房機器	業務用調理機器	F	11
		業務用冷蔵庫・業務用冷凍庫		12
		業務用食洗機		13
		食器消毒保管庫		14
		学校給食用器具（食器・調理器具・配膳車等）		15
	環境機器	空気清浄機、生ゴミ処理機等		21
		電気自動車用急速充電器		22
		自然エネルギー発電機器		23
	農林業用機器	小型機器（草刈機、芝刈機、チェンソー等）		31
		大型機器（トラクタ、ディスクモア等）		32
	一般工作機器	発電機、投光器		41
		ボイラー		42
		施盤		43
		小型ポンプ		44
		除雪機		45
	給排水設備機器	給水ポンプ、排水ポンプ		51
		水道メーター		52
		その他水道用品		53
	その他	（具体的に記入すること）		99

大分類	中分類	営業品目	大分類	コード
G　理化学機器類	実験用器具		G	11
	計量・計測機器	体表面温度測定器含む		21
	放射線測定器			31
	その他			99
H　医療・介護・育児用品類	医療器具、医療用品	医療用器具	H	11
		健診用機材（オージ゛オメーター、身長・体重計、血圧計等）		12
		リハビリ機器		13
		歯科用器具		14
		抗原検査用品		15
		AED、AED消耗品		16
	介護器具、介護用品	車椅子、介護用特殊ベッド等		21
		おむつ、尿取りパッド等		22
		配食サービス用食器		23
	育児用品	幼児用おむつ、哺乳瓶、粉ミルク等		31
	その他	（具体的に記入すること）		99
I　車両類	小型・普通自動車	乗用車、ワゴン等	I	11
		福祉輸送車両		12
	軽乗用・軽貨物自動車	軽乗用車、軽ワゴン、軽トラック等		21
	貨物自動車	小型、普通、大型		31
	バス	マイクロバス、大型バス等		41
	消防・救急車両	ポンプ車、はしご車、救急車等		51
	建設用特殊車両	ショベルカー、フォークリフト、除雪車等		61
	雪上車	スノーモービル、グレンデ整備用圧雪車等		71
	自転車、雑車	自転車		81
		ゴーカート、バッテリーカー		82
		リヤカー		83
	車両用部品	普通車両用タイヤ		91
		普通車両用タイヤチェーン		92
		建設車両用タイヤ		93
		建設車両用タイヤチェーン		94
		バッテリー等電気関係自動車部品		95
		消耗品（ワイパー等）		96
	その他	（具体的に記入すること）		99
J　船舶・航空機類	船舶、船舶用品	鋼船、ヨット、ボート、漁業用資材等	J	11
	航空機、航空機用品	飛行機、ヘリコプター等		21
	その他	（具体的に記入すること）		99
K　医薬品・薬品類	医療薬品	医療用薬品	K	11
		ワクチン		12
	農業薬品			21
	工業薬品	塩素、脱臭剤等		31
	動物用薬品			41
	衛生材料	包帯、ガーゼ、マスク等		51
	防疫剤	殺虫剤、殺ソ剤、乳剤等		61
	家庭薬	家庭薬		71
	消毒液	感染症対策等		81
	その他	（具体的に記入すること）		99
L　油脂・燃料類	ガソリン		L	11
	軽油			21
	灯油			31
	重油			41
	液化石油ガス			51
	油脂類	潤滑油等		61
	ペレット			71
	その他	（具体的に記入すること）		99

大分類	中分類	営業品目	大分類	コード
M　農業・園芸用品類	肥料		M	11
	飼料			21
	生花			31
	種苗	苗木、種子、樹木等		41
	園芸用品	プランター等		51
	その他	（具体的に記入すること）		99
N　土木・建築資材類	セメント、石灰	コンクリート二次製品等	N	11
	融雪凍結防止剤			21
	砂、砂利、砕石	砂利、砕石、ダスト、洗砂等		31
	道路建設資材	道路標識、カーブミラー等		41
	木材	板、杭等		51
	建築金物			61
	工事現場作業用品	工具、ヘルメット、カラーコーン等		71
	塗料	ペンキ、シンナー、ハケ等		81
	測量用機器			91
	その他	（具体的に記入すること）		99
O　日用品類	日用雑貨	家庭用雑貨等	O	11
	家庭金物	包丁、鍋等		21
	清掃用品	モップ、ほうき、バケツ、ワックス等		31
	ゴミ袋			41
	その他	（具体的に記入すること）		99
P　室内装飾品類	建具	サッシ、窓ガラス、ガラスショーケース等	P	11
	畳			21
	じゅうたん			31
	カーテン	暗幕、ブラインド等		41
	その他	（具体的に記入すること）		99
Q　記念品・贈答品類	ギフト用品	記念品（トロフィー、カップ、賞状楯、盆等）	Q	11
		贈答品（洗剤、コーヒーセット等）		12
	旗	国旗、市旗、校旗、優勝旗等		21
	むつ市オリジナルグッズ	缶バッチ、ストラップ		31
		タオル		32
		Tシャツ、はんてん		33
		ぬいぐるみ		34
		着ぐるみ		35
		ポケットティッシュ、箱ティッシュ		36
		文房具類		37
	その他	（具体的に記入すること）		99
R　繊維・靴・鞄類	被服	作業服、防寒服	R	11
		制服		12
		白衣		13
		調理師用衣服		14
		レインコート		15
	寝具、縫製品、布	布団、シーツ		21
		タオル		22
		布		23
	靴、鞄	長靴、安全靴		31
		鞄		32
	その他	（具体的に記入すること）		99
S　撮影用品類	カメラ本体	デジタルカメラを含む	S	11
	撮影機、映写機	ビデオカメラ、空撮用ドローンを含む		21
	カメラ用品	レンズ、バッグ等		31
	その他	（具体的に記入すること）		99
T　看板類	看板	看板（特注品の製作含む）	T	11
		横断幕、たれ幕、のぼり旗		12
	プレート	樹脂プレート等		21
	その他	（具体的に記入すること）		99

大分類	中分類	営業品目	大分類	コード
U　消防・防災用品類	消防保安用品	避難器具	U	11
		消防ポンプ		12
		消火器		13
	防災用品	防災用品		21
		備蓄用毛布		22
		備蓄用食品		23
		ライフジャケット		24
	テント・シート	テント		31
		防水シート		32
	その他	（具体的に記入すること）		99
V　防犯・鳥獣・害虫対策用品類	防犯用品	防犯ブザー等	V	11
	鳥獣用品	電牧器等		21
	害虫用品	蜂防護服等		31
	その他	（具体的に記入すること）		99
W　食料品類	食料品	食料、飲料等	W	11
X　その他製造・販売	製造	（具体的に記入すること）	X	11
	販売	（具体的に記入すること）		21
Y　買受け	買受け	（具体的に記入すること）	Y	11

別紙2

参　考

営業に関し必要な許可・認可等一覧表（物品・役務提供）

業　種　分　類	営 業 品 目・種 目	必要な許可、認可、登録等を証する書類
G　理化学機器類	計測機器・理化学機器	計量器販売等事業登録証 計量器製造事業登録証 計量器修理事業登録証
H　医療・介護・育児用品類	医療機器	高度管理医療機器等販売業許可書
K　医薬品・薬品類	医療薬品	医薬品販売業許可書 麻薬卸売業者免許証
	化学薬品	毒薬劇物販売業登録票
	農業薬品	農薬販売業者の証
L　油脂・燃料類	ガソリン等	揮発油販売業者登録通知書 石油販売業開始届 危険物製造所等設置（変更）許可書
	液化石油ガス等	液化石油ガス販売事業者登録通知書 高圧ガス販売営業許可書
M　農業・園芸用品類	肥料	肥料販売業務開始届
N　土木・建築資材類	砂、砕石等	採石業者登録通知書 砂利採取業者登録通知書 岩石採取計画認可書
W　食料品類	食料品	食品衛生法による営業許可書 酒類販売業免許通知書
ア　警備・受付に係るもの	建物の警備	警備業認定書
イ　庁舎等管理に係るもの	建物の清掃、貯水槽の清掃・保守点検、病害虫駆除	建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく都道府県知事が交付した「登録証明書」
	地下タンク・埋設管保守点検	地下タンク等定期点検事業者認定証
エ　上・下水道施設管理に係るもの	汚水処理施設運転管理	下水道処理施設維持管理業者登録通知書

別紙2

オ　浄化槽管理に係るもの	浄化槽の清掃・保守点検	浄化槽清掃業許可証 浄化槽保守点検業者更新登録済通知書
コ　一般廃棄物に係るもの	一般廃棄物の収集運搬	一般廃棄物収集運搬業許可証 一般廃棄物処理業許可証
サ　産業廃棄物に係るもの	産業廃棄物の収集運搬	産業廃棄物収集運搬業許可証 産業廃棄物処理業許可証
セ　車両等の整備に係るもの	自動車の整備、重機・特殊車両の整備	自動車分解整備事業認証書 指定自動車整備事業指定書
ソ　旅行・運送に係るもの	貨物運送	一般貨物自動車運送事業許可証
	旅客自動車運送	一般旅客自動車運送事業許可証
	旅行業	旅行業登録（更新）通知書
タ　人材派遣に係るもの	人材派遣	一般労働者派遣事業許可証 特定労働者派遣事業届出書
テ　クリーニングに係るもの	クリーニング	クリーニング業届出証明書
ヘ　検査・分析・調査等に係るもの	環境計量等	計量法第107条に基づく計量証明事業の登録を証する書面
ホ　広告等に係るもの	広告・宣伝	屋外広告業届出済証
そ　の　他		法令等により許可、資格、届出等が義務づけられているものについては、その許可等を証する書面

※1　**上記に記載のものは、あくまでも参考です。**業務内容によっては、許可等を必要としない場合があります。その際は許可書等の添付は必要ございません。

※2　不明な点は、事前にお問い合わせください。

別紙3

納　税　証　明　書　に　つ　い　て

以下の証明書はすべて本社等の納税状況についての証明が必要です。

申請者形態別			必要な納税証明書
法人事業者	1	むつ市内	【国税】法人税・消費税及び地方消費税（納税証明書 その３の３） 【青森県税】法人県民税、法人事業税 【むつ市税】完納証明書（税務課発行）
	2	むつ市内の支店等に委任する者	・本社、本店所在地に係る次の納税証明書 【国税】法人税・消費税及び地方消費税（納税証明書 その３の３） 【都道府県税】法人都道府県民税、法人事業税、固定資産税（都税のみ） 【市町村税】法人市町村民税、固定資産税 【むつ市税】完納証明書（税務課発行）
	3	むつ市外	・本社、本店所在地に係る次の納税証明書 【国税】法人税・消費税及び地方消費税（納税証明書 その３の３） 【都道府県税】法人都道府県民税、法人事業税、固定資産税（都税のみ） 【市町村税】法人市町村民税、固定資産税
個人事業者	4	むつ市内	【国税】申告所得税・消費税及び地方消費税（納税証明書 その３の２） 【青森県税】個人事業税 【むつ市税】完納証明書（税務課発行）
	5	むつ市外	・住所地に係る次の納税証明書 【国税】申告所得税・消費税及び地方消費税（納税証明書 その３の２） 【都道府県税】個人事業税、固定資産税（都税のみ） 【市町村税】住民税、固定資産税、国民健康保険税

【むつ市税】完納証明書（税務課発行）について

1　**申請日以前３箇月以内**に発行された**直近で取得できる最新のもの**に限ります。

2　むつ市役所税務課及び各分庁舎に申請してください。

3　コピーでの提出も可とします。

注　むつ市税について、納税直後（およそ１週間程度）はデータ処理の都合上、未納とされる場合があります。その際は、金融機関等が発行する領収書で確認させていただきますので、お手数ですが領収書（写し可）を持参していただくようお願いします。

【国税】【都道府県税】【市町村民税（むつ市税を除く）】について

1　**申請日以前３箇月以内**に発行された**直近で取得できる最新のもの**に限ります。

2　各税について、課税されていない場合も、非課税の証明書又は未納がないことの証明書を提出してください（発行できない場合は、その旨を申請時に申し出てください）。

3　固定資産税について、東京都２３区内の場合に限り都税の証明書を提出していただきます。これ以外の場合については市町村税の証明書を提出してください。

4　コピーでの提出も可とします。